

神奈川県たばこ対策推進検討会設置要綱

(目的)

第1条 神奈川県における受動喫煙防止等のたばこ対策の取組みについて、専門的見地から検討するため、「神奈川県たばこ対策推進検討会」(以下、「検討会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。

(1) 神奈川県における受動喫煙防止等のたばこ対策の取組みに関すること

(2) 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」(以下、「条例」という。)の施行状況に関すること

(3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、保健医療部長が選任する次の委員12名以内で構成する。

(1) 学識者 4名以内

(2) 関係団体 3名以内

(3) 市町村 3名以内

(4) 県民 2名以内

2 委員の任期は、選任の日から2年間とし、再任を妨げないものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第4条 検討会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、委員の中から座長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、必要に応じ検討会を招集する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見聴取)

第5条 検討会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 検討会は、特定の事項の検討を行うため、部会を置くことができる。

2 部会の構成、庶務その他の事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 検討会の事務は、健康医療局保健医療部健康増進課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月20日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初の検討会の招集は保健福祉部長が行う。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は平成23年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。